

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月21日

宮城県知事 浅野史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

柴田ショッピングプラザ

柴田郡柴田町船岡中央 柴田町船岡南土地区画整理事業地内8街区1 外

二 市町村の意見

駐輪場の位置変更について、駐輪場看板を明示し、来場者の利便の確保に努められた い。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー
及び柴田町役場

五 縦覧期間

平成17年10月21日から平成17年11月21日まで（ただし、閉庁日を除く。）